

様式第 1

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

広島市長 様

(申 請 者)

事業所住所

氏 名

私は、 _____ が、 年 月 日、
 _____ (注 1) の申立てを行ったことにより、下記のとおり同事業者に
対する売掛金等の回収が困難となったため、経営の安定に支障が生じておりますので、中
小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1	_____に対する売掛金等 _____ 円 うち回収困難な額 _____ 円
2	同事業者に対する取引依存度 _____ % (A / B) A 年 月 日 から 年 月 日 までの 同事業者に対する取引額等 _____ 円 B 上記期間中の全取引額等 _____ 円

(注 1) 「破産」、「再生手続開始」、「更生手続開始」等を入れる。
(注 2) 上記 1、2 のいずれかを記載のこと。
(留意事項)
① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
② 市長から認定を受けた日から 30 日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証
の申込みを行うことが必要です。

広産中第 号
令和 年 月 日
申請のとおり相違ないことを認定します。
(注) 信用保証協会への申込期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

認定者名 広島市長 印

中小企業信用保険法第2条第5項第1号認定要件及び必要書類について

【認定要件】

次のいずれかに該当すること。

- (1) 国の指定する再生手続開始申立等事業者に対して50万円以上の売掛金債権（役務の提供による営業収入で未収のものを含む。）、又は、前渡金返還請求権を有していること。
- (2) 国の指定する再生手続開始申立等事業者に対して50万円未満の売掛金債権、又は、前渡金返還請求権しか有していないが、申請者の全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%以上であること。

【提出書類】

1 必要書類

認定申請書 1部

※ 申請者の住所欄には、広島市内の事業実態のある事業所の所在地を記載してください。

2 添付書類等

<個人事業者>

- (1) 直近の確定申告書の写し（事業所の所在地の記載があるもの※）、又は許認可の必要な業種の場合で許認可証に事業所の所在地の記載のあるもの等の事業所の所在地が確認できるもの

※ 事業所の所在地の記載があれば、申告書第一表、青色申告決算書又は収支内訳書のいずれでも可

- (2) 再生手続開始申立等事業者に対する売掛金債権又は前渡金返還請求権のわかるもの（手形の写し、請求書の控え等）

<法人>

- (1) 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し 1部
（3か月以内に発行されたもの、インターネット謄本も可）
- (2) 再生手続開始申立等事業者に対する売掛金債権又は前渡金返還請求権のわかるもの（手形の写し、請求書の控え等）

【留意事項】

- 1 本認定とは別に、金融機関及び広島県信用保証協会による金融上の審査があります。
- 2 市長から認定を受けた後、認定書に記載された期間内に信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。
- 3 金融機関等が申請者の代理で申請手続を行う場合には、申請者からの委任状（申請者の電話番号を明記したもので様式は任意）が必要です。

【申請先・問合せ先】

※内容確認が必要なため、郵送による申請は受け付けておりません。

広島市役所 経済観光局 産業振興部 中小企業支援課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL 082-504-2236 FAX 082-504-2259
